

空知教育センター組合教育委員会公告式規則

昭和43年 6 月 6 日
教育委員会規則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第 2 項の規定に基づき、教育委員会規則、その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式について必要な事項を定めるものとする。

(規則等の公布)

第 2 条 規則等は、会議において議決をした日から起算して 7 日以内に公布するものとする。

2 規則等を公布するときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に教育委員会教育長が署名もしくは職印を押してしなければならない。

3 規則等の公布は、組合事務所内に掲示して行う。

(規則等の施行)

第 3 条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(告示の公示)

第 4 条 第 2 条第 3 項の規定は、規則等を除き教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第 2 条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第 3 条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第 4 条の規定による空知教育センター規則の規定及び第 5 条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年 3 月 27 日から適用する。

附 則（平成27年5月25日規則第 1 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第 2 条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第 4 条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第 2 条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第 3 条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第 4 条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第 5 条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。